

平成29年度 事業報告

1. 調査研究事業

「建設業と建設技術者の未来像研究会」において、建設業の現状を踏まえ、「巨大化する災害への対応」「建設業における広報のあり方」といった建設業全体の課題について調査研究を行うとともに、地方の建設業に焦点を当て、「地方建設業のICTへの取組み」「地域資源を活用した地方創生」といった課題についても検討しました。成果については、中間とりまとめを行い、ホームページに公開しました。

2. 建設技術者等情報提供事業

- (1) 建設技術者への有益な情報の提供等を目的にしたインターネットサイト「コンコム」については、サイトの利用促進を図るため、近畿建設技術展へのブース出展、セミナーの開催を通じて、PR活動を積極的に実施しました。
※ 月間の平均アクセス数 : 約7,200人(前年度比約20%増)

近畿建設技術展やセミナー時のアンケートをもとに、若手技術者育成の参考となる「現場のマネジメント」について記事の充実を図りました。

- (2) 日頃、講習機会の少ない地方で活躍する建設技術者に知識と技術力の向上の場を提供することを目的に、熊本県にて「建設技術者のための技術力向上セミナー」を開催しました。
- (3) 土木構造物の品質を左右するコンクリートの耐久性向上を図る観点から、土木学会の350委員会と共催で、「コンクリート構造物の品質確保講習会」を岩手県、宮城県、群馬県、山口県、福岡県にて実施しました。

3. 監理技術者資格者証交付事業

(1) 監理技術者資格者証の交付に関する業務

(ア) 資格者証の交付については、新規 36,121 件、更新 80,516 件、追加 12,499 件、再交付 1,210 件、合計 130,346 件の交付を行い、平成 30 年 3 月末日現在、資格者証の保有者数は 677,999 名となり、3 月末現在では過去最高の保有者数となりました。

なお、交付申請件数を受付方法別にみると、電子申請による本部受付件数が 54,068 件 (41.5%)、支部受付件数が 76,278 件 (58.5%) でした。

(イ) 所属建設業者名等の変更届出件数は、18,307 件でした。

(2) 交付申請者へのサービスの向上

(ア) 申請者のニーズに対応し、資格者証に旧姓併記が可能となるようにシステムを改良しました。

(イ) 交付期間の短縮を図るため、光学式文字読取装置（OCR 機器）を導入するとともに、電子申請システムについて工程管理を弾力化する改良を行いました。

(3) 交付システムのセキュリティの向上

(ア) 平成 30 年度に予定している交付システム機器の更新とデータセンター移設（リプレース）に係る準備をすすめ、平成 30 年 3 月に契約を締結しました。

(イ) 交付システムに関連する情報について、逐次暗号化を進めることとし、第一弾として、外部に保管するバックアップテープに対して実施するとともに、平成 29 年度に計画していた交付システムのサーバ内ファイルについては、効率的実施を図る観点から、リプレース時に併せて実施することとしました。

(4) 支部との連携確保と支部における情報セキュリティの確保・向上

(ア) 本部と支部との連携確保による資格者証の的確な交付に向けて、平成 30 年 1 月に支部担当者会議を都内で開催しました。

(イ) 支部における情報セキュリティの確保・向上に向けて、支部運營業務の受託者による自主点検に加えて、本部による現地確認を行う仕組みを整えました。

4. 技術者資格情報等提供事業（発注者支援事業）

(1) 公共工事の発注者に対し、建設業者の施工体制の確認等に必要な技術者資格情報（建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技術者資格者証情報、技術者専任性確認情報等）の提供サービスを行いました。

(ア) サービスの内容

- ・企業情報直接提供サービス：発注者の情報処理システムに直接提供
- ・検索提供サービス（JCIS）：インターネットにつながるパソコンで各種情報を検索提供、JACIC との共同事業

(イ) 提供機関の状況

	29年度末	28年度末	増減
国の機関	16	16	
都道府県・政令市	58	58	
独法等	8	8	
市町村・公社等	393	387	増6
合計	475	469	増6

(2) 技術者資格情報等提供システムの改良

技術者資格情報等提供システムについて、監理技術者資格者証への旧姓併記に伴う改良、経営事項審査情報の変更が行われたことに伴い必要となった改良に取り組みました。

(3) 技術者資格情報等提供システムの機器更新及び移設

JCIS 検索提供システムの機器をサポート期間満了に併せて更新するとともに、災害時等における技術者資格情報等提供システム全体の安定稼働を確保するため、企業情報直接提供システムの機器も含め、横浜市内のデータセンターに移設しました。

附 属 明 細 書

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項が規定する
附属明細書の内容とすべき「事業内容を補足する重要な事項」はありません。

[参考]

第三十四条 法第二百二十三条第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)

二 法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。